

令和7年度第2回逗子市防犯推進連絡協議会次第

日時 令和8年2月16日(月)
14時30分～16時00分
場所 逗子市役所5階第2会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 副会長の選任について
- (2) 令和8年度事業計画及び活動方針について
- (3) 情報交換
- (4) その他

3 閉 会

配付資料

- 資料1：令和8年度逗子市防犯推進連絡協議会事業計画書
- 資料2：令和8年度逗子市防犯推進連絡協議会活動方針
- 資料3：刑法犯認知件数
- 資料4：市区町村別刑法犯発生率
- 資料5：特殊詐欺認知状況
- 資料6：逗子市防犯推進連絡協議会規約

令和7年度第2回逗子市防犯推進連絡協議会出席者名簿

逗子市防犯協会 会長	山上 寿美
逗子警察署地域防犯連絡所連絡協議会 会長	産形 洋
逗子警察署生活安全課 課長	甲斐 義博
逗子市民生委員児童委員協議会 会長	産形 喜江
ズシップ連合会 事務局長	田中 文子
逗子市PTA連絡協議会 逗子小学校PTA 副会長	小田切 織絵
逗子市教育委員会教育部学校教育課 担当課長	長谷川 俊行
逗子市経営企画部防災安全課 課長	鈴木 暁

(敬称略)

事務局

逗子市経営企画部防災安全課 課長補佐	相澤 隆
逗子市経営企画部防災安全課 副主幹	藤井 延欣
逗子市経営企画部防災安全課 主事補	上池 弘起

令和 8 年度逗子市防犯推進連絡協議会事業計画書（予定）

実施予定日	事業名	内容
5 月 21 日（木）	逗子海岸花火大会	逗子警察、少年補導員、防犯指導員等による J R 逗子駅から海岸をパトロール
6 月 16 日（火）	第 1 回逗子市防犯推進連絡協議会開催	令和 7 年度事業報告の説明及び情報交換
10 月 11 日（日） ～ 10 月 20 日（火）	令和 8 年度全国一斉安全安心まちづくり旬間	・青パト出陣式 ・啓発活動
2 月 24 日（水）	第 2 回逗子市防犯推進連絡協議会開催	令和 9 年度事業計画の調整及び情報交換

令和8年度逗子市防犯推進連絡協議会活動方針

基本方針
<p data-bbox="564 555 1015 591" style="text-align: center;"><u>市民一人一人の防犯意識の高揚</u></p> <p data-bbox="245 636 1350 752">防犯協会、地域防犯連絡所連絡協議会等をはじめとした当協議会参加団体の活動の機会や防災・防犯メールを活用して、犯罪発生状況や防犯対策の情報を提供し、市民一人一人に対する防犯意識の高揚を図る。</p>
<p data-bbox="501 815 1078 851" style="text-align: center;"><u>自主防犯活動団体の活性化と連携の強化</u></p> <p data-bbox="245 896 1350 976">自主防犯活動団体が活動しやすいように犯罪情報の提供及び防犯グッズ等の支援を行う。</p>
<p data-bbox="469 1057 1142 1093" style="text-align: center;"><u>子ども・女性・高齢者等の生活弱者の被害防止</u></p> <p data-bbox="245 1137 1350 1218">子どもの公園や通学路の安全確保、路上での痴漢予防、高齢者に対する悪質な訪問販売や特殊詐欺などの被害防止の啓発を実施する。</p>

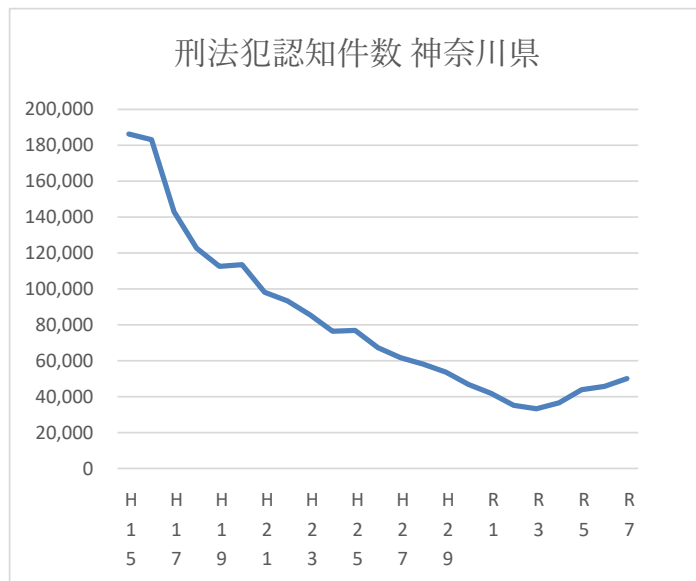
刑法犯認知件数

逗子市					
年	総数	凶悪犯	粗暴犯	盗犯	その他
H14	809	2	22	690	95
H15	776	9	28	602	137
H16	778	6	37	573	162
H17	642	5	32	472	133
H18	507	0	31	347	129
H19	415	2	38	281	94
H20	453	2	35	304	112
H21	368	2	41	271	54
H22	439	2	39	318	80
H23	455	1	42	315	97
H24	363	5	40	264	54
H25	336	10	31	241	41
H26	246	0	27	172	47
H27	361	0	27	263	71
H28	325	1	33	218	73
H29	308	0	28	189	91
H30	233	0	26	143	64
R1	173	1	19	103	50
R2	158	0	17	93	48
R3	112	1	11	68	32
R4	190	2	18	126	44
R5	276	3	17	179	77
R6	263	1	23	160	79
R7	296	1	20	185	90

その他には知能犯・風俗犯を含む。



年	神奈川県 総数	全 国 総 数
H15	186,290	2,790,136
H16	183,148	2,562,767
H17	142,920	2,269,293
H18	122,703	2,050,850
H19	112,529	1,908,836
H20	113,556	1,826,833
H21	98,216	1,714,001
H22	93,369	1,604,205
H23	85,659	1,502,802
H24	76,511	1,403,270
H25	76,962	1,314,140
H26	67,297	1,212,163
H27	61,665	1,098,979
H28	58,128	996,120
H29	53,628	915,042
H30	46,780	817,338
R1	41,780	784,559
R2	35,241	614,231
R3	33,252	568,148
R4	36,575	601,896
R5	43,846	703,351
R6	45,716	737,679
R7	50,060	709,385



全国件数は11月までの暫定値

資料4

市区町村別刑法犯発生率

人口：令和7年9月1日時点、認知件数：令和7年12月暫定値

	市町村	人口	認知件数	発生率
1	大和市	244,704	1,840	752
2	寒川町	48,262	271	562
3	中井町	8,839	32	362
4	平塚市	257,696	1,734	673
5	海老名市	141,397	890	629
6	相模原市	721,770	4,530	628
7	開成町	18,710	105	561
8	厚木市	222,940	1,498	672
9	松田町	10,216	55	538
10	綾瀬市	82,740	455	550
11	小田原市	185,027	1,555	840
12	川崎市	1,558,411	8,256	530
13	逗子市	54,919	296	539
14	座間市	131,956	814	617
15	藤沢市	443,399	2,463	555
16	愛川町	39,127	158	404
17	箱根町	10,804	98	907
18	大井町	17,136	111	648
19	横浜市	3,772,320	18,925	502
20	茅ヶ崎市	245,075	1,343	548
21	三浦市	38,834	191	492
22	秦野市	159,991	714	446
23	横須賀市	367,293	1,348	367
24	伊勢原市	100,717	506	502
25	鎌倉市	169,598	840	495
26	二宮町	26,460	150	567
27	南足柄市	38,907	189	486
28	山北町	8,925	38	426
29	大磯町	30,565	119	389
30	葉山町	30,340	90	297
31	真鶴町	6,021	20	332
32	湯河原町	21,733	102	469
33	清川村	2,815	5	178
	発生地不明		318	
		9,217,647	50,059	543

特殊詐欺認知状況

年	逗子市		神奈川県		全国		備考
	認知件数	被害総額	認知件数	被害総額	認知件数	被害総額	
H17			1,094	20億8,800万円	21,612	251億5,000万円	
H18			1,008	19億9,200万円	19,020	251億4,000万円	
H19			1,166	23億9,100万円	17,930	251億4,242万円	
H20			1,988	31億5,700万円	20,481	275億9,439万円	
H21	5	1,140万円	554	8億1,100万円	7,340	95億7,912万円	6月26日知事特別宣言 (条例31条)
H22	3	250万円	780	11億2,000万円	6,637	82億1,361万円	
H23	6	950万円	846	19億2,600万円	6,233	110億1,958万円	
H24	3	181万円	515	13億5,100万円	6,348	153億6,991万円	
H25	7	1,560万円	1,340	41億2,300万円	9,223	259億 996万円	
H26	9	2,190万円	1,392	42億3,200万円	11,257	375億7,134万円	
H27	11	1,730万円	993	32億7,694万円	12,762	390億4,799万円	10月21日知事特別宣言
H28	14	5,290万円	1,285	40億6,600万円	14,151	406億3,000万円	
H29	29	4,700万円	2,314	53億400万円	18,212	394億7,000万円	
H30	15	4,700万円	2,604	57億9,800万円	16,496	363億9,430万円	
R1	16	4,200万円	2,790	50億7,200万円	16,851	315億8,294万円	
R2	9	2,100万円	1,773	33億9,200万円	13,550	285億2,000万円	
R3	9	2,300万円	1,461	25億8,400万円	14,498	282億0,000万円	
R4	10	1,700万円	2,089	43億4,700万円	17,570	370億8,135万円	
R5	28	5,400万円	2,024	45億7,000万円	19,038	452億5,643万円	
R6	20	1億2,400万円	1,999	65億5,800万円	21,403	721億 5199万円	
R7	40	1億1,300万円	2,479	35億4,100万円	24,912	213億 3203万円	全国については11月末までの暫定値

被害額は概算

逗子市防犯推進連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、逗子市防犯推進連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、市民、地域団体、事業者、行政機関等（以下「団体等」という。）が連携・協働して安全・安心なまちづくりを推進することにより、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる逗子市の実現を目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 安全・安心まちづくりに関する情報の交換及び連携の強化に関すること。
- (2) 自主防犯活動の推進に関すること。
- (3) 安全・安心まちづくりの普及及び啓発に関すること。
- (4) 犯罪の防止に配慮した環境整備の促進に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同する団体等の委員で構成する。

- 2 協議会に加入又は退会する団体等は、その旨を文書にて会長に届け出るものとする。
- 3 やむを得ない事由により会議に出席できない委員については、構成団体等に属する他の者が代理で出席し、その審議に加わることができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
- 2 役員の仕事は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 会長は、協議会を代表してその運営にあたる。
 - (2) 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その仕事を代理する。
- 3 会長は、協議会において選任し、副会長は会議の同意を得て、会長が指名する。
- 4 役員の仕事は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 協議会に顧問を置き、顧問は協議会の運営に関し必要な助言を行う。

- 2 顧問は、逗子警察署長及び逗子市長とする。

(会議等)

第7条 協議会の会議は会長がこれを招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長又は会長があらかじめ指名した者があたる。
- 4 会議の議事は、出席委員の総意により行う。
- 5 協議会は、毎年2回開催する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(議決事項)

第8条 次の事項は、協議会の議決を経なければならない。

- (1) 活動方針（基本方針）に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 規約の改廃に関すること。
 - (4) その他協議会の運営に関する重要な事項に関すること。
- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成団体等以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、この協議会の事務分掌を所管する課等に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めのないものについては、会長が協議会役員に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年8月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年7月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月6日から施行する。